

基準点表

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

別表第1	工事内容	点数
1-1	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
1-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6	柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

注）この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第2	工事内容	点数
2-1	高効率給湯器を設置する工事	10点/基
2-2	再生可能エネルギー（太陽光や太陽熱、地熱等）利用機器を設置する工事（太陽光発電の場合は発電出力が10kW未満のものに限る）	10点/基
2-3	バイオマス燃焼機器（ペレットや薪を使用するボイラーやストーブ）を設置する工事	10点/基
2-4	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-5	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-6	住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器（LED照明機器、人感センサーライト）を設置する工事	4点/箇所
2-7	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-8	住宅内に電気設備工事を伴う県産有機ELパネルを用いて製造した県産有機EL照明機器を設置する工事	10点/箇所

別表第3	工事内容	点数
3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 浴室の床面積を増加させる工事 10点/m ² (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 10点/箇所 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 2点/箇所 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事 3点/箇所
3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 便所の床面積を増加させる工事 10点/m ² (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 10点/箇所 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事 10点/箇所
3-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの 2点/m (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの 2点/箇所
3-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む）	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの 10点/m ² (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの 5点/m ² 又は2点/箇所
3-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 開き戸を引き戸、折り戸等に取り替える工事 5点/箇所 (2) 開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 1点/箇所 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 10点/箇所 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの 5点/箇所 ロ 戸を吊り戸方式に変更するもの 2点/箇所 ハ イ及びロ以外のもの 1点/m ²
3-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第4	工事内容	点数
	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ²

別表第5	工事内容	点数
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 2.5点/箇所 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 5m未満は 5点/箇所 5m以上は10点/箇所 (3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事 1階分につき5点
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 屋根の勾配を大きくする工事 10点/箇所 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 10点/箇所 (3) 屋根に雪割板を設置する工事 10点/箇所
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第6	工事内容	点数
6-1	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²
6-2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所

住宅リフォーム総合支援事業 お問い合わせ・申し込み窓口

市町村名	担当課	住所	電話番号(代表)
山形市役所	建築指導課	山形市旅籠町2丁目3-25	023-641-1212
米沢市役所	都市整備課	米沢市金池5丁目2-25	0238-22-5111
鶴岡市役所	建築課	鶴岡市馬場町9-25	0235-25-2111
酒田市役所	建築課	酒田市本町2丁目2-45	0234-22-5111
新庄市役所	都市整備課	新庄市沖の町10-37	0233-22-2111
寒河江市役所	建設管理課	寒河江市中央1丁目9-45	0237-86-2111
上山市役所	建設課	上山市河崎1丁目1-10	023-672-1111
村山市役所	建設課	村山市中央1丁目3-6	0237-55-2111
長井市役所	建設課	長井市ままの上5-1	0238-84-2111
天童市役所	建設課	天童市老野森1丁目1-1	023-654-1111
東根市役所	商工観光課	東根市中央1丁目1-1	0237-42-1111
尾花沢市役所	建設課	尾花沢市若葉町1丁目1-3	0237-22-1111
南陽市役所	建設課	南陽市三間通436-1	0238-40-3211
山辺町役場	建設課	東村山郡山辺町緑ヶ丘5	023-667-1113 (直通)
中山町役場	建設課	東村山郡中山町大字長崎120	023-662-2111
河北町役場	都市整備課	西村山郡河北町大字谷地戊81	0237-73-2111
西川町役場	建設水道課	西村山郡西川町大字海味510	0237-74-4120 (直通)
朝日町役場	建設水道課	西村山郡朝日町大字宮宿1115	0237-67-2115 (直通)
大江町役場	建設水道課	西村山郡大江町大字左沢882-1	0237-62-2111
大石田町役場	建設課	北村山郡大石田町緑町1	0237-35-2111
金山町役場	産業課	最上郡金山町大字金山324-1	0233-52-2111
最上町役場	建設課	最上郡最上町大字向町644	0233-43-2111
舟形町役場	地域整備課	最上郡舟形町舟形263	0233-32-2111
真室川町役場	建設課	最上郡真室川町大字新町127-5	0233-62-2111
大蔵村役場	地域整備課	最上郡大蔵村大字清水2528	0233-75-2111
鮭川村役場	農村整備課	最上郡鮭川村大字佐渡2003-7	0233-55-2111
戸沢村役場	建設水道課	最上郡戸沢村大字古口270	0233-72-2111
高島町役場	建設課	東置賜郡高島町大字高島436	0238-52-1111
川西町役場	地域整備課	東置賜郡川西町大字上小松1567	0238-42-6647 (直通)
小国町役場	地域整備課	西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目70	0238-62-2431 (直通)
白鷹町役場	建設水道課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-2111
飯豊町役場	地域整備課	西置賜郡飯豊町大字椿2888	0238-87-0516 (直通)
三川町役場	建設環境課	東田川郡三川町大字横山字西田85	0235-35-7036 (直通)
庄内町役場	建設課	東田川郡庄内町大字余目字町132-1	0234-43-2211
遊佐町役場	地域生活課	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211	0234-72-3311

平成29年度

山形県住宅リフォーム総合支援事業のご案内



お問い合わせ・お申し込み先

お住まいの市町村

■ご利用の条件

- 「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること
- 山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店または主たる事業所を有する法人事業者が工事を施工すること

■ご利用上の注意

- 申込みが予算に達した場合に年度途中で終了することがあります

住宅リフォーム補助のポイント

Point

1

一定の要件を満たす世帯を対象に支援内容の優遇があります。

対象となる世帯	世帯の要件
1. 三世帯世帯	次のどれかに該当する世帯 ①平成11年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯 ②補助申請日において子夫婦の妻が妊娠しており、出産後に三世帯同居する予定の世帯
2. 移住世帯	次のどれかに該当する世帯 ①平成28年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯 ②補助申請日において山形県外に住民票があり、リフォーム終了後(H29年度内)に当該住宅に居住する世帯
3. 近居世帯 (H29拡充)	平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成11年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る)の居所が新たに近居区域内になった世帯 近居区域…(1)居所の直線距離が2km以内 (2)同一小学校の通学区域内。 ただし、近居区域内の転居は対象外です。
4. 新婚世帯	補助申請日において婚姻した日から1年以内である世帯
5. 子育て世帯	次のどれかに該当する世帯 ①平成11年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯 ②補助申請日において子夫婦の妻が妊娠しており、出産後に平成11年4月2日以降に生まれた子が3人となる予定の世帯

Point

2

空き家を取得してリフォームする場合、支援内容の優遇があります。

1. 売買で購入した空き家 (※中古住宅診断が必要となります。)
2. 相続または贈与で取得した空き家

Point

3

中古住宅の売買の際に行われる「中古住宅診断」(インスペクション)費用を補助しています。

- 中古住宅を安心して売買していただけるよう、中古住宅診断(インスペクション)費用への補助制度を実施しています。
- インスペクションの内容
基礎、外壁など住宅の部位ごとに生じている劣化事象(ひび割れ、破損など)の状況を目視等を中心とした「非破壊」検査により把握し、調査・検査結果を依頼主に報告すること。
- インスペクションを行う技術者の条件
県が指定する団体に、インスペクション技術者として登録されている者であること。
- インスペクション補助の内容
検査費用の2分の1を補助します(上限3万円)。

16ページのページもご覧いただけます

耐震改修工事向けとその他のリフォーム工事向けの補助金は併せてご利用いただけます。(それぞれの要件を満足することが必要です。)

耐震改修工事向け

対象工事

住宅の耐震診断の結果に基づき県が定める水準以上の耐震性能を確保する工事

(※予め耐震診断を受ける必要があります。市町村によっては耐震診断への補助があります。)

●県補助金の額

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

耐震改修工事に要する費用の
25% (上限40万円)

◆県補助金の計算例

(耐震改修工事費用が160万円の場合)

県補助金額=160万円×25%=40万円
(耐震改修工事費) (補助率)

筋かいや耐震壁などを設置する工事



補助金の支援制度は、山形県住宅情報総合サイト『タテッカーナ』のホームページでご確認いただけます。市町村ごとに住宅支援制度を検索することもできます。

対象工事 (要件工事)

- ①部分補強、②省エネ化、③バリアフリー化、④一定量以上の県産木材使用、⑤克雪化のいずれか一つ以上含み県の定める基準点が10点以上となる工事 (工事費が50万円未満の場合は5点)

※基準点の計算方法は、このパンフレットの「基準点表」をご覧ください。

●県補助金の額

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

世帯要件	一般リフォームタイプ	県産木材多用タイプ	空き家活用タイプ ^{※2}
なし	5要件工事のいずれか補助率10% 上限20万円	県産木材3㎡以上使用 補助率10% 上限30万円	5要件工事のいずれか補助率10% 上限30万円
三世帯	三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 補助率20% 上限30万円	三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 県産木材3㎡以上使用 補助率20% 上限40万円	三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 補助率20% 上限40万円
移住 近居 新婚 子育て	5要件工事のいずれか補助率20% 上限30万円	県産木材3㎡以上使用 補助率20% 上限40万円	5要件工事のいずれか補助率20% 上限40万円

※1「三世帯同居リフォーム工事」とは…?

- ①住宅の居室の床面積がリフォーム工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事
- ②トイレ、浴室、洗面所または台所のいずれかを増設する工事 (既に設置されているもの他に1か所以上増設する工事)
- ③住宅内のバリアフリー化を図る工事

※2「空き家活用タイプ」の適用には、中古住宅診断が条件となります。

◆県補助金の計算例

(リフォーム工事費総額が100万円の場合)

県補助金額=100万円×10%=10万円
(リフォーム工事費) (補助率)

詳しくは

<http://tatekkana.pref.yamagata.jp/>

にアクセス

または **タテッカーナ** で

検索

その他のリフォーム工事向け

総額が補助対象

要件工事となるリフォーム工事

①部分補強



筋交いなどを設置

②省エネ化



太陽光発電設備の設置



防災ベッドの設置

③バリアフリー化



和式から洋式トイレへ
手すりの設置

④県産木材使用



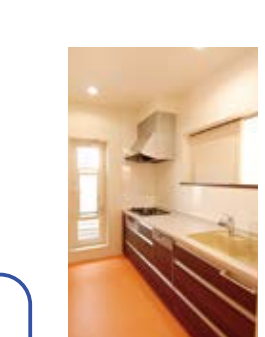
増築部分に県産木材を使用



融雪屋根設備

総額が補助対象

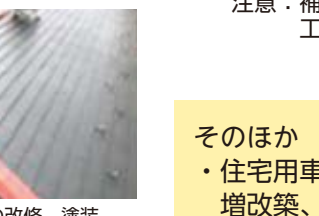
要件工事以外のリフォーム工事



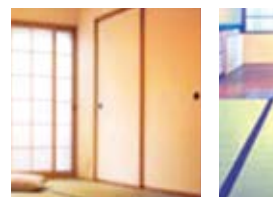
システムキッチン交換



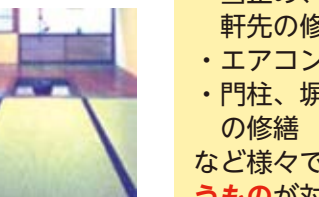
外壁の改修、塗装



屋根の改修、塗装



ふすまの交換



畳替え

注意：補助対象とならない工事もあります。

- そのほか
- ・住宅用車庫や物置の増改築、修繕
 - ・雪止め、雨どい、軒先の修繕
 - ・エアコン設備
 - ・門柱、塀、フェンスの修繕
- など様々ですが**工事を伴うもの**が対象となります。